

仮置場について

仮置場について

本市では、国道、県道、市道の除染で発生する除去土壌等を保管するための仮置場を次のとおり設置し、国が整備する中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、安全に管理してまいります。

地区	保管容量(立方メートル)	保管形態	搬入状況	所有者
日和田町高倉	6000	地上保管	平成26年9月下旬より開始	県

仮置場の安全対策

仮置場は、除去土壌等を安全に保管するため、国の「除染関係ガイドライン」に基づいて設置し、安全に管理します。

仮置場の安全性(環境省等関連サイトへのリンク)

以下のリンクから仮置場の安全対策について見ることができます。

なお、本市の場合、仮置場に保管するものは除去土壌のみです。

- [仮置場について | 除染で取り除いた土壌等の管理\(除染情報サイト:環境省\)](#)
- [保管場所ってなんで必要なの?~仮置場での保管について~<ハンドブック>\(除染情報プラザ:環境省\)](#)

仮置場の空間放射線量率等のモニタリング

仮置場の空間線量率の測定結果をお知らせします。測定は、搬入開始前に一度行い、除去土壌等の搬入を開始し、保管を継続している間、週に1度測定します。また、地下水を月に1度採取した上、放射性物質の濃度を測定し、安全を確認します。

日和田町高倉地区

[空間線量率の測定地点\(PDF:74KB\)](#)

[空間線量率・地下水の測定結果\(PDF:24KB\)](#)

お問い合わせ

生活環境部原子力災害総合対策課
 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7
 電話番号:024-924-4731
 ファックス番号:024-924-3702
gensiryokusaigai@city.koriyama.fukushima.jp